

(書式 1 - 2 - 6 - 2)

商標権を相続させる場合

遺言書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する下記の商標権を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

記

| | |
|-------|-------------|
| 登録番号 | 第〇〇〇〇〇〇〇〇号 |
| 出願年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 出願番号 | 〇〇 - 〇〇〇〇〇〇 |
| 査定年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 区分の数 | 1 |
| 商品の区分 | 第〇〇類 |
| 指定商品 | 〇〇〇〇 |
| 登録年月日 | 平成〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 登録商標 | 〇〇〇〇〇 |

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、前記の〇〇〇〇を指定する。

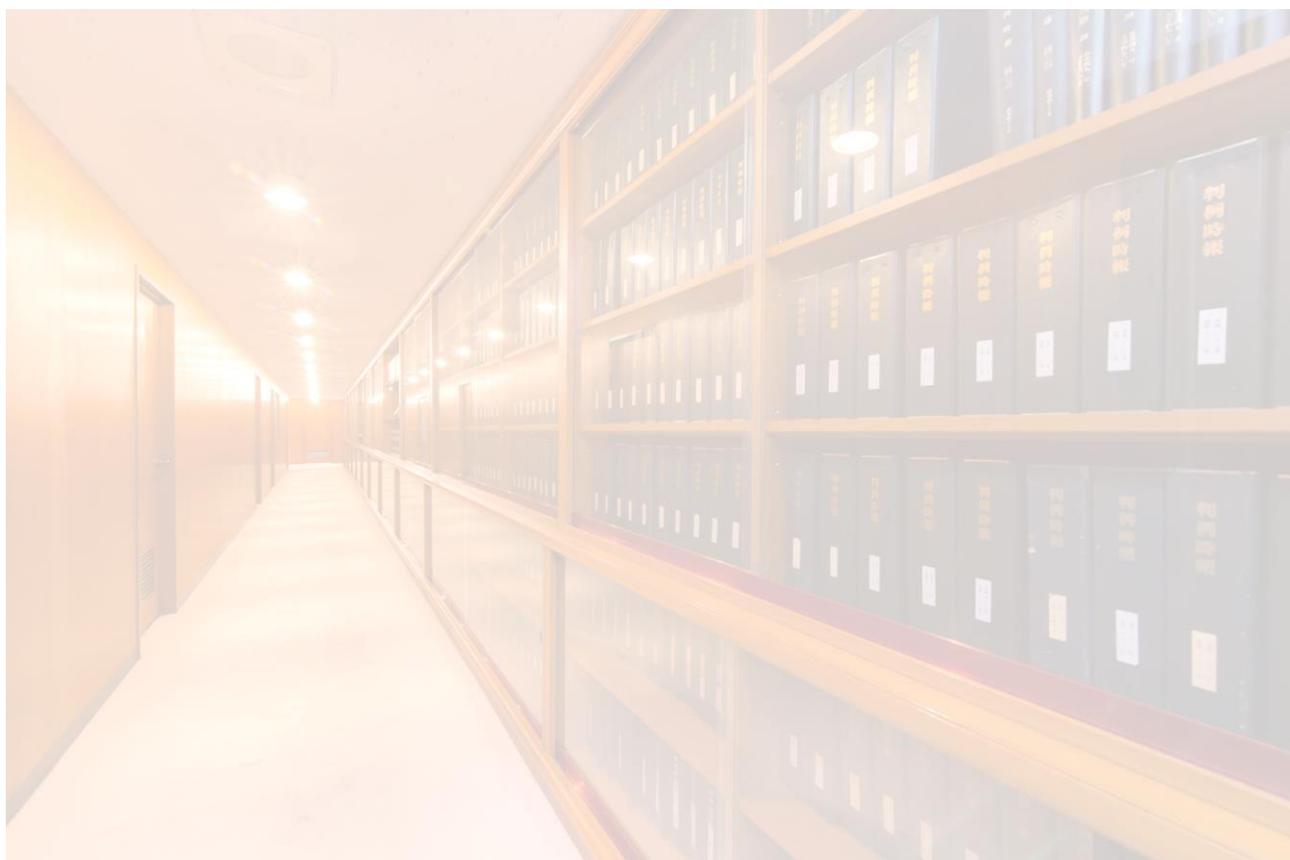
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

解説

商標権は特許庁が備える登録原簿その情報が登録される。遺言書において特許を特定する場合は、この登録原簿又は商標登録証に従い、正確に記載する。



* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所